

統計調査員の募集

町では、各種統計調査に従事して下さる方を募集しています。
統計調査には、「国勢調査」をはじめ「経済センサス」、「工業統計調査」などがあり、1年間におおむね2～3種類の統計調査が実施されています。
統計調査員は、これらの各種統計調査の作成において最も基本となる調査票の配布・回収や資料の作成などを行います。

応募資格 ①20歳以上の方
②責任感をもって調査の事務を遂行できる方
③秘密の保持ができる方
④警察、選挙、税務事務などにかかわっていない方

申し込み・問合せ 政策推進課 経営戦略係 TEL83-1222



犬の登録と狂犬病予防注射のご案内

生後3か月以上の犬を対象に、犬の登録と狂犬病予防注射を次の日時で実施します。

日 程	受付時間	実施場所
4月18日(木)	9:00～9:30	町立体育館前
	9:45～9:55	かなん沢・中里地域集会施設前
	10:05～10:20	松田庶子第2分団消防詰所前
	10:35～10:50	町民文化センター駐車場
4月19日(金)	11:05～11:25	神山第4分団消防詰所前
	8:55～9:05	萱沼第8分団消防詰所
	9:25～9:55	田代橋公衆トイレ前
	10:00～10:15	宇津茂地域集会施設前
	10:20～10:35	寄駐在所横駐車場
	10:45～11:00	湯の沢児童センター前

費用 登録と注射 6,600円/注射のみ 3,600円
※つり銭の無いように準備をお願いします

持ち物 愛犬手帳、町からのハガキ

その他 狂犬病予防注射を実施する際には、犬を押さえることができる方が同行し、当日の犬の健康状態を必ず確認してください。

※ハガキを送付された方で、該当する犬の死亡などにより登録事項に変更が生じた場合は、次の問い合わせ先にご連絡ください

問合せ 環境上下水道課 環境係 TEL83-1227

月極駐車場利用者募集

町営仲町屋臨時駐車場(月極)の利用者を募集しています。

名称 町営仲町屋臨時駐車場
場所 松田町松田惣領1447(新松田駅南口より徒歩5分)
駐車料金 6,000円/月
車種制限 普通自動車・軽自動車
申し込み・問合せ 総務課 管財係 TEL83-1221
シルバー人材センター TEL82-4227



平成31年4月1日発行

広報まつだ

おしらせ号

編集/発行 政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領2037番地 TEL83-1222

町公式サイトアドレス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

ゴールデンウィーク(4月27日～5月6日)のごみの収集

4月27日(土)から5月6日(月)までのゴールデンウィーク期間のごみ収集については、次の表のとおりとなります。

土、日曜日と5月1日(水)、5月2日(木)、5月3日(金)はごみ収集しません。収積所にごみを出さないようご協力をお願いします。

4/27	28	29	30	5/1	2	3	4	5	6
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
×	×	○	○	×	×	×	×	×	○

※ゴミ収集日については、各地域のゴミカレンダーをご確認ください

問合せ 環境上下水道課 環境係 TEL83-1227

松田町水道事業運営審議会委員募集

町における水道事業の円滑な推進と健全な運営を図るため、町長の諮問に応じて審議する審議会委員を公募します。

応募資格 町内在住の20歳以上で、水道利用加入者の方
平日の昼間の会議に出席できる方

募集人員 2人(多数の場合は選考にて決定)

任期 委嘱から2年間

審議会 平日の昼間、任期中5回程度開催予定

謝礼 報酬および費用弁償に関する条例により支給

応募方法 任意の様式に、住所・氏名・生年月日・性別・経歴・電話番号・応募理由を記載し、窓口へ持参、郵送またはファックスで応募してください。

応募期限 5月10日(金)必着

申し込み・問合せ 環境上下水道課 上下水道係 TEL83-1227/Fax83-5031



同報無線が聞き取れない時は

雨の日や、夜間などの窓を締め切った屋内では、同報無線*の音声聞き取りづらいことがあります。

そこで、町では同報無線でお知らせした直近の内容を、一般電話でも確認できるようにしていますので、ぜひご利用ください。

フリーダイヤル 0120-04-1221

※同報無線とは、火事や地震などが町内で起きた際に一斉放送を行うため

町内24か所に設置された情報伝達機器のことです

問合せ 安全防災担当室 防災防犯係 TEL84-5540



野焼きは法律・条例で禁止されています！

屋外でのごみの焼却による煙や臭いで洗濯物が干せない、窓を開けると煙が入ってきて気分が悪くなるなどの野焼き(ごみの屋外焼却)に関する苦情が多く寄せられています。

法律に違反すると「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科」とされています。

【一部例外に該当するもの】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための焼却
- ・農林漁業を営むにやむを得ない廃棄物の焼却
- ・災害の予防・応急対策または復旧のための焼却 など

※例外として認められている焼却行為であっても、周囲の生活環境を阻害する場合には焼却できません

問合せ 松田警察署 TEL82-0110

環境上下水道課 環境係 TEL83-1227



空家・空地バンクへの登録をお願いします

町公式サイトでは、町内全域の空家・空地情報を紹介する「空家・空地バンク」を掲載しています。空家・空地の利用を希望する方に対して物件情報の提供を行います。4月より、空家バンクにおいて空地についても掲載が可能となりました。

町内に「空家」「空地」をお持ちの方で、貸したい・売りたい・どうしていいのかわからない方は、次の問合せ先へご連絡ください。

登録された貸家・貸アパートを借りる方で年齢などの要件に該当する場合は、民間賃貸住宅家賃補助制度をご利用いただけます。

対象 中古一戸建て住宅(賃貸・売買)、アパートの空き部屋(賃貸)、空地(賃貸・売買)

掲載費用 無料

問合せ 定住少子化担当室 定住少子化対策係 TEL84-5541



特定計量器(はかり)定期検査のおしらせ

商店・病院・学校などで「取引」や「証明」に使用する計量器(はかり)は、2年に1回定期検査を受けることが計量法で定められています。

対象となる計量器

- 商店などで商品の売買に使用している計量器
- 病院、薬局などで使用している計量器
- 学校、幼稚園、保育園などで身体検査等記録用に使用している計量器
- 農業などで生産物の売買、出荷のために使用する計量器
- 工場、事業所などで原材料の購入、製品の販売、出荷に使用する計量器

検査方法 (公社)神奈川県計量協会の職員が、計量器(はかり)の所在場所に直接出向いて実施します。

検査期日 4月8日(月)～10月4日(金)※土、日、祝日を除く

手数料 1台につき、500円から3,000円程度

※過去に検査を受けた対象者の方には、はがきで事前に通知があります

※これまでに検査を受けたことがない方は、お問い合わせください

問合せ 公益社団法人 神奈川県計量協会 TEL045-401-2711

